

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、鳥栖市長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 6 年 5 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（GNSSによる3級基準点測量）
- 2 終了年月日 令和6年3月8日
- 3 作業地域 鳥栖市の一部